

(非公式訳)

投資委員会布告

第 10/2561 号

件名：タイ投資の年における特別投資促進措置

-----

仏暦 2557 (2014 年) 年 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名：投資奨励政策及び基準に基づき、

タイ国に必要とされるターゲット産業、特に経済に影響する大規模プロジェクトへの投資を促進するために、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条及び第 35 条に基づき、投資委員会は以下の通り公布する。

第 1 項 バンコク以外の県を全て投資奨励対象地区とする。

第 2 項 第 3 項に定められた条件を満たすプロジェクトに対し、50%法人所得税の減税の恩典を 3 年間付与し、法人所得税の免除期間が満了した日より有効とする。

第 3 項 条件

3.1 航空輸送事業及び海上輸送事業などといった事業所のない事業を除き、A1、A2 及び A3 グループに該当する事業であること。

3.2 諸投資奨励措置に基づく法人所得税の免除恩典が付与され、合計 8 年間を超えないプロジェクトであること。

3.3 土地代及び運転資金を除いた投資金額が 10 億バーツ以上であること。

3.4 操業開始期限内に操業開始許可を申請しなければならない。なお、第 31 条に基づく法人所得税免除恩典の免除期間及び免除上限額が残存すること。全ての条件を満たせば、本措置に基づく恩典が付与される。

3.5 奨励受理回答より操業開始に至るまで全ての過程において期間延長の申請は認められない。

第 4 項 本措置は、仏暦 2561 年 (2018 年) 11 月 19 日より仏暦 2562 (2019 年) 12 月 30 日までの投資奨励申請に適用する

直ちに有効とする。

発布日： 仏暦 2561 年 (2018 年) 12 月 11 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長